

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、行政監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年8月2日

南三陸町監査委員 芳賀 長恒

南三陸町監査委員 後藤 清喜

(別紙)

1 はじめに

本監査は、役場窓口の手数料収入現金等の取扱い及び保管並びに事務処理手続が法令の定めのとおり適正に行われているかどうかを主眼とし、南三陸町監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠し、実施したものである。

2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 後藤清喜

3 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

4 監査の対象

町民税務課及び総合支所の職員が管理する歳計現金等（手数料収入現金等及び釣銭用現金）

5 監査の評価項目（着眼点）

- （1） 各種証明等の手数料収入現金等の取扱い及び保管は適正か
- （2） 釣銭の取扱い及び保管は適正か
- （3） 職員による現金等の取扱い及び事務処理手続は適正か

6 監査の実施内容

- （1） 監査年月日 令和3年7月20日
- （2） 監査の方法 上記の評価項目（着眼点）に基づき、町民税務課及び総合支所窓口において、手数料収入現金等及び関係書類等を確認するとともに、関係職員から現金等の取扱い及び保管状況等の説明を受けた。

7 監査の結果

監査の結果、役場窓口の手数料収入現金等の取扱い及び保管並びに事務処理手続については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、より適正な事務処理に資すると思われる事項については、各所管課に対し事務改善の検討を行うよう指摘した。

8 結び

今回の行政監査は、公金の管理、特に役場窓口における現金の取扱い及び保管並びに事務処理手続について、法令の定めのとおり適正に行われているか、また、安全に保管されているかどうかを主眼として実施したものである。

監査の結果に記載したとおり、事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

今後も、適正な事務処理手続と現金等の取扱い及び保管について、意を用いられることを期待し、結びとする。